

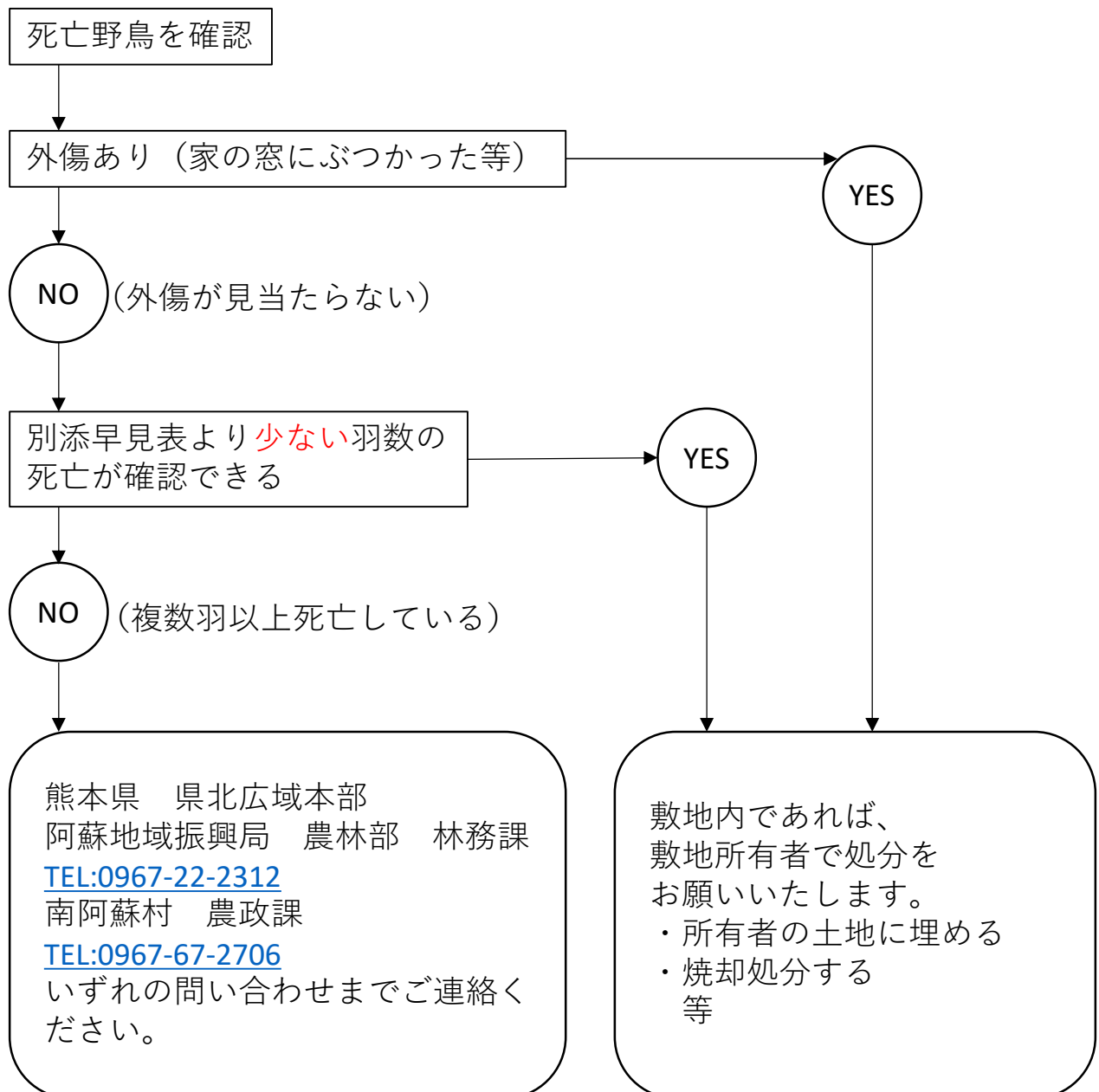
【野鳥が死亡していた場合の対応について】

〈鳥インフルエンザに感染した鳥の特徴〉

- ・肉冠、肉垂のチアノーゼ、出血、壊死
- ・顔面の腫れ
- ・脚部の皮下出血
- ・集団で感染することが多い

※野鳥は、飢え・寒さ・環境の変化によるストレス・農薬、消毒剤の毒などさまざまな原因で死亡します。すべての野鳥の死因が鳥インフルエンザウイルスとは限りません。

特に感染が確認されるのは、渡り鳥やワシ等の猛禽類です。
スズメやハト等は感染例の少ない鳥です。



高病原性鳥インフルエンザの発生状況に応じた野鳥サーベイランスの概要

発生状況	対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査				糞便採取調査	発生地周辺 (発生地から半径 10km以内を基本)							
			死亡野鳥等調査												
			検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種									
通常時	対応レベル1	情報収集 監視	1羽死亡から検査	同一場所で3羽以上死亡している場合に検査 (*)	同一場所で5羽以上死亡している場合に検査 (*)	同一場所で5羽以上死亡している場合に検査 (*)	○実施時期 10月から4月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取 ○調査地点 ガンカモ類の生息調査地点(菊池川河口)	-							
国内単一箇所発生時	対応レベル2	監視強化		同一場所で2羽以上死亡している場合に検査 (*)	同一場所で3羽以上死亡している場合に検査 (*)				同一場所で3羽以上死亡している場合に検査 (*)	野鳥監視重点 区域に指定					
国内複数箇所発生時	対応レベル3			監視強化 緊急調査 発生地対応							1羽死亡から検査	同一場所で3羽以上死亡している場合に検査 (*)	同一場所で3羽以上死亡している場合に検査 (*)		
野鳥監視重点区域	対応レベル2又は3	監視強化			(レベル2又は3と同じ)				(レベル2又は3と同じ)					(レベル3と同じ)	必要に応じて野鳥監視重点区域を指定
近隣国発生時等															

■検査優先種

検査優先種1(17種)	検査優先種2(11種)	検査優先種3	その他の種
<ul style="list-style-type: none"> ●カモ目カモ科 ヒシクイ、マガン、シジュウカラガン、コクチョウ(*2)、コブハクチョウ(*2)、コハクチョウ、オオハクチョウ、オンドリ、ヒドリガモ、キンクロハジロ ●重度の神経症状(*3)が観察された水鳥類 ●カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ、カンムリカイツブリ ●ツル目ツル科 マナヅル、ナベヅル ●チドリ目カモメ科 ユリカモメ ●タカ目タカ科 オオタカ、ノスリ ●ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ 	<ul style="list-style-type: none"> ●カモ目カモ科 マガモ、オナガガモ、トモエガモ、ホシハジロ、スズガモ ●タカ目タカ科 オジロワシ、オオワシ、クマタカ、 ●フクロウ目フクロウ科 フクロウ 	<ul style="list-style-type: none"> ●カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等 (検査優先種1、2以外全種) ●カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等 (検査優先種1、2以外全種) ●カツオドリ目ウ科 カワウ ●ペリカン目サギ科 アオサギ ●ツル目ツル科 タンチョウ等(検査優先種1、2以外全種) ●ツル目クイナ科 オオバン ●チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種1、2以外全種) ●タカ目 トビ等(検査優先種1、2以外全種) ●フクロウ目 コミズク等(検査優先種1、2以外全種) ●ハヤブサ目 チョウゲンボウ等 (検査優先種1、2以外全種) 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記以外の鳥種 すべて <p>(例) ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス、ヒヨドリ等</p> <p>※野鳥監視重点区域においては、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。</p>

(*)同一場所とは見渡せる範囲程度を目安(現場の状況に即して判断)とし、概ね3日間程度の死亡個体等(衰弱個体を含む)の合計羽数で判断する。

ただし、状況と外傷から判断して交通事故死であることが自明など、死因が感染症以外であることが明白なものは除く。

(*2)外来種

(*3)重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり採食したりすることができないもの。

検査優先種1(19種)	検査優先種2(8種)	検査優先種3	その他の種
1羽死亡	2羽死亡	同一場所***で5羽以上死亡	同一場所***で5羽以上死亡
○カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ ○カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ○ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル ○チドリ目カモメ科 ユリカモメ ○タカ目タカ科 <u>オジロワシ</u> オオタカ ノスリ ○ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ 重度の神経症状**が観察された水鳥類	○カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ ○タカ目タカ科 オオワシ クマタカ ○フクロウ目フクロウ科 フクロウ	○カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等(検査優先種 1、2 以外全種) ○カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等(検査優先種 1、2 以外全種) <u>○コウノトリ目コウノトリ科</u> コウノトリ ○カツオドリ目ウ科 カワウ ○ペリカン目サギ科 アオサギ <u>○ペリカン目トキ科</u> <u>クロツラヘラサギ</u> ○ツル目ツル科 タンチョウ等(検査優先種 1、2 以外全種) ○ツル目クイナ科 オオバン ○チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等(検査優先種 1、2 以外全種) ○タカ目 トビ等(検査優先種 1、2 以外全種) ○フクロウ目 コミズク等(検査優先種 1、2 以外全種) ○ハヤブサ目 チョウゲンボウ等(検査優先種 1、2 以外全種) <u>○スズメ目カラス科</u> <u>ハシボソガラス</u> <u>ハシブトガラス</u>	○左記以外の鳥種すべて (例) ミヤマガラス、 ヒヨドリ 等

* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

***同一場所とは見渡せる範囲程度を目安とし、3日間の合計羽数が表中の羽数以上の死亡個体等(衰弱個体を含む)が発見された場合に検査。

※下記①～③について、今後、県のマニュアルを改正予定(環境省マニュアル改正に伴うもの)。

①国内希少野生動植物種については、検査優占種であるか否かにかかわらず、その希少性を踏まえ感染が疑われる状況があった場合にはできる限り1羽から検査を実施。

②上記表の下線の種については対応レベルを変更(上記表は変更後の予定レベルを記載)。

③毎年9～10月を「早期警戒期間」として、死亡野鳥等調査の実施を強化。この期間中は未発生であっても対応レベル3相当の基準で検査を実施。